

公文書開示請求における権利の濫用について

検討の背景

- ・ 特定の請求者から著しく不適正と思われる開示請求が繰り返される。
 - ・ 業務負担が増加し、他の都民へのサービスの低下が懸念される。
 - ・ 「権利の濫用として判断すべき」との審査会答申が出される。(令和2年3月)
- ⇒ 第74回情報公開・個人情報保護審議会 (R3.5.31開催) において
 専門部会 (権利濫用基準検討部会) を設置

- 【具体的な開示請求事例】
- ・ 開示決定された公文書約7万枚を閲覧に来ない
 - ・ 職員に対し、誹謗中傷、脅迫的言動を繰り返す
 - ・ 同じ公文書が対象となる開示請求を繰り返す



専門部会における検討

- ・ 検討内容 (2ページ参照)
- ・ ガイドライン (案) (3ページ参照)

今後のスケジュール (予定)

・ 2月上旬	パブリックコメント実施	※ ガイドライン (案) への意見公募
・ 3月中旬	審議会開催	※ パブコメ実施結果報告、ガイドライン確定
・ 4月1日	ガイドラインの運用開始	

専門部会における検討内容

第1回 R3.7.19開催

事務局から「権利の濫用として判断すべき」とされた審査会答申(R2.3.30)及び権利濫用事例の類型について説明

【委員からの意見】

- ・ 権利濫用の判断の参考とするため、答申の事例に基づいた類型を示すことは有意義。
- ・ 単に、公文書が著しく大量であるだけでは、権利の濫用とすべきでない。
- ・ 大量である場合には、通常事務が停滞し他の開示請求者に不利益が生じるおそれなどについて説明した上で、できるだけ分割、抽出請求によるよう協力を要請すべき。
- ・ 個人情報保護条例に基づく開示請求についても、権利の濫用であると解される場合には参考とすべき。
- ・ 都民一般による開示請求権を妨げることはないよう、各局において個別の案件ごと慎重に判断。

第2回 R3.11.15開催

事務局から「開示請求における権利の濫用についてのガイドライン（案）」について説明

【委員からの意見】

- ・ 権利濫用は極めて例外的な態様である。「類型事例」に該当することのみをもって権利の濫用と解するのではなく、一般法理に照らし、判例の考え方等も踏まえ、個別の事案ごとに総合的に判断すべき。
- ・ 開示請求者に義務を課すこととなるような条例改正はすべきでない。
- ・ 「審査基準」ではなく、各局の参考となるよう過去事例に基づき類型化したガイドラインとして作成すべき。

開示請求における権利の濫用についてのガイドライン（案）

【ガイドラインの趣旨】

- 条例に基づく**公文書開示制度の適正な運用**を推進するため、本ガイドラインを策定
- 「権利の濫用として判断すべき」（審査会答申）とされた**具体的な開示請求事例を参考に類型化**
- 著しく大量の開示請求が直ちに権利の濫用に該当するわけではない
- 各局は、下記の類型に該当する場合、**個別の事案ごとに慎重に検討し判断**

【開示請求事例に基づく類型】

	類 型	開示請求事例（一部抜粋）
①	請求者の言動、請求の内容、方法等から、真に公文書の開示を求めるものでないと明らかに認められる開示請求が繰り返されるとき	<ul style="list-style-type: none">○ 開示決定等された大量の公文書を閲覧せず、日程も一方的にキャンセルする。○ 正当な理由なく、開示決定通知書等の受領を拒否する。○ 開示請求と無関係な言動（日頃の不平不満等）を長時間に渡り繰り返す行う。
②	開示請求の手續等において、著しく不適正な行為が繰り返されるとき	<ul style="list-style-type: none">○ 「酔ってホームを歩かないほうが良い」等、職員への脅迫的な言動を行う。○ 悪態、怒鳴りつける、大声で机を叩く等の威圧的な態度をとる。
③	もっぱら実施機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする開示請求が繰り返されるとき	<ul style="list-style-type: none">○ 事務の混乱や停滞を目的として、短期間に同じ公文書が対象となる開示請求をしていることが、言動等から明らかに認められる。

※ 上記の1類型に該当することのみをもって、権利濫用と判断するものではない。